

別表 1 (第 3 条関係)

認定事業所は、以下の要件のうち、「1. 分別排出の徹底」を含めた 5 項目以上を満たすものとする。

要件		具体的取組例
1	分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内に適切な分別ボックスを設置して分別を徹底している 不適切な排出が行われていないかどうかを担当者が確認する体制を作っている
2	従業員への環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量・リサイクル推進のための職場のルールを作ったり、内部組織を設置したりしている 従業員に対してごみの減量化・再資源化について指導をしている
3	再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の飼料化や堆肥化等に努めている 資源物（古紙、缶、びん、ペットボトル等）のリサイクルに積極的に取り組んでいる
4	紙ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> トイレトペーパーやコピー用紙は再生紙を使用している 両面コピー・N アップ印刷やミスコピーの裏紙活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる 会議資料のペーパーレス化を推進している 部署ごとの使用量を把握し、社内でも共有している
5	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> 牛乳パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている ビールびんや一升瓶などの引取りを積極的に行っている 使用済みトナーや家電などの自社製品の回収を行っている
6	発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 見切り販売や値引き販売等により、食品廃棄物の削減に取り組んでいる 小盛りメニューやハーフサイズメニューを用意し、食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいる 自社又はテナントが「食べきり協力店」に登録している 天候やイベント開催など、来店者数に関する需要予測をきめ細かく行い、食材の仕入れ過ぎ等による食品廃棄物の削減に取り組んでいる ドギーバッグなどを提供し、消費者の自己責任による料理の持ち帰りに取り組んでいる 取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる 社内で不要備品・消耗品リストを作成し、共有化を図っている 従業員の出勤数等を把握し、需要予測を立て、社員食堂からの食品廃棄物の発生を抑制している
7	プラスチック対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用を削減している プラスチックの代替となるものがある場合は、優先的に使用するよう努めている プラスチックの使用が避けられない場合は、再生材やバイオマスプラスチックを用いたものを選択し、できる限り長期間、使用している テナントに対し、ワンウェイプラスチックの削減を働きかけている
8	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> 簡易包装を実施している 贈答品の包装の際、化粧箱や包み箱を極力使わないようにしている メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている テナントに対し、簡易包装の推進を働きかけている
9	使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減	<ul style="list-style-type: none"> 詰め替え製品を積極的に販売している 飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している（リターナブルびん） マイ箸・マイボトルの使用を推奨し、使い捨て製品を削減している 量り売りを積極的に推進している
10	消費者に対する PR の推進	<ul style="list-style-type: none"> ポスター及び POP 広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や資源保護を訴えている 再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品など地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている
11	社会貢献活動等	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う 3 R 推進のための普及啓発に協力している フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について便宜を図っている 社員が地域清掃活動を定期的実施している